

広島県告示第千二十六号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第五項の規定によって、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和六年十一月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用集積等促進計画の概要

1 農地中間管理権の設定

農地中間管理権の設定をする者		農地中間管理権の設定をする土地	
氏名又は名称	住所	所 在	面積（㎡）
沖盛 恒雄	三次市	三次市小文町六四番六	一、二二一
福田 真吾	鳥取県日野郡江府町	庄原市総領町五箇字田尻二三三七番一ほか三筆	五、二二八

2 賃借権の設定等

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所 在	面積（㎡）
沖盛 恒雄	三次市	三次市小文町六四番六	一、二二一
合同会社安田農産	三次市	三次市小文町二四一番一ほか一二筆	七、四五七
沖盛 敦志	三次市	三次市小文町一二番六ほか一筆	一、〇四九
八影 幹男	三次市	三次市小文町三五九番二	四七一
株式会社Araifam	庄原市	庄原市総領町五箇字田尻二三三七番一ほか三筆	五、二二八

二 認可年月日

令和六年十一月二十七日